

新たな貸切バスの運賃・料金を公示します

令和5年6月に国土交通省にて開催された「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合（第10回）において、各地方運輸局が公示する貸切バスの運賃・料金を見直す方針が決定したことを受け、管内の貸切バスの新たな運賃・料金額（変更命令の検討を必要としない運賃・料金額）を令和5年8月25日付けで公示しました。

○ 運賃・料金の見直しの概要

現在の貸切バスの運賃・料金は、貸切バス事業者が適切に安全への投資を行えるようにすることを目的として平成26年に導入され、導入以降今日まで、人件費や燃料費等のコストが上昇していることから、これを運賃・料金に反映させ、さらなる安全への取組みを着実に実施できるよう、新たな貸切バスの運賃・料金を公示しました。

また、現在貸切バス事業者は、1時間当たり及び1km当りの単価の上限額と下限額を国に届け出ていますが、貸切バス事業者の創意工夫によって高付加価値なサービスを提供することも可能となるよう、上限額の届出を不要とすることとしました。

○ 関東運輸局管内の新たな運賃・料金の額（変更命令の検討を必要としない運賃・料金額）

別添のとおり

○ 関東運輸局管内の新たな運賃・料金の額（変更命令の検討を必要としない運賃・料金額）

			旧下限額	新下限額
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	大型車	1 2 0 円	1 6 0 円
		中型車	1 0 0 円	1 4 0 円
		小型車	8 0 円	1 2 0 円
運賃	時間制運賃 (1時間 当たり)	大型車	5, 3 1 0 円	6, 5 8 0 円
		中型車	4, 4 9 0 円	5, 5 6 0 円
		小型車	3, 8 5 0 円	4, 7 7 0 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km 当たり)	3 0 円	4 0 円
		時間制料金 (1h 当たり)	2, 1 3 0 円	2, 4 3 0 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	設備や購入価格等を勘案した割増率

※車種区分の定義

大型・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型・・・大型車、小型車以外のもの

小型・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下